

男女の賃金の差異に関する情報公表

公表日：2026年4月1日

	男女の賃金の差異 (男性賃金に対する女性賃金の割合)
全労働者	78.0%
正職員	98.5%
準職員	87.7%
臨時職員	113.5%

男性労働者の育児休業等取得状況

【対象期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日

男性労働者の育児休業等の取得割合 (小数第1位以下切捨)	男性労働者の育児休業の平均取得日数 (小数第1位以下切捨)
100% (1人／1人)	57日 (57日／57日)

※ 男性職員の配偶者が出産した職員を対象者としました。